

神奈川県立川崎高等学校PTA会則

第1章 名称および事務所

第1条 本会は神奈川県立川崎高等学校PTAと称し、事務所を同校内におく。

第2章 目的および活動

第2条 本会は家庭・学校・地域における生徒の心身の健全な成長をはかることを目的として、保護者（第4条に規定する）と教職員の緊密な協力により、つぎの活動を行う。

- 1 学校の教育目標達成のため協力する。
- 2 学校の教育環境の整備充実をはかる。
- 3 会員相互の親睦と教養の向上とをはかる。
- 4 地域の人々との交流と生涯学習に対する援助を行う。
- 5 その他本会の目的を達成するために必要な活動を行う。

第3章 方針

第3条 本会は教育の振興を本旨とする民主的団体として、次の方針に従って活動する。

- 1 生徒の教育ならびに福祉のために活動する他の団体と協力する。
- 2 本会は自主独立のものであって、他のいかなる団体または機関の支配や干渉を受けない。
- 3 営利的・宗教的・政治的活動にはいかなる関係も持たない。

第4章 会員

第4条 本会の会員は本校に在籍する生徒の保護者、生徒が成人の場合は親または生徒本人の何れか、および本校の教職員とし、会員はすべて平等の権利と義務とを有する。本会則の本条以外に「保護者」とある場合は生徒が成人の場合の親または生徒本人を含める。

第5章 機関

第5条 本会には次の機関を置く。

- 1 総会
- 2 評議員会
- 3 運営委員会
- 4 役員会
- 5 委員会

第6条 総会は全会員をもって構成され、本会の最高議決機関である。

- 1 定期総会は毎年1回、5月末日までに開かれ、次の議事を処理する。
 - ① 旧年度事業報告および決算報告
 - ② 新年度事業計画および予算
 - ③ 新役員・会計監査の選出
 - ④ その他必要な事項
- 2 評議員会が必要と認めた場合または全会員の1/5以上の同意を得て要求があった場合、会長は臨時総会を開催する。
- 3 総会は全会員の1/4以上の出席（委任状を含む）をもって成立し、会則の改正以外の議案は出席者の過半数の同意をもって承認される。

第7条 評議員会は本会の役員・各常置委員会の委員・校長・副校長・教頭によって構成される。

- 1 評議員会の任務はつぎの通りとする。
 - ① 委員会の立案計画を審議する。
 - ② 総会に提出する議案を作成する。
 - ③ 総会により委任された事項を処理する。また緊急を要する事項がある場合には、評議員がこれを処理し、次期総会に報告する。
 - ④ 必要ある場合には特別委員会を設ける。
 - ⑤ 役員および会計監査に欠員を生じた場合は、その後任を指名補充する。ただし、任期は前任者の残任期間とする。
 - ⑥ その他本会の活動に関して必要な事項を審議処理する。
- 2 評議員会は一年間に1回以上開くものとし、必要と認めた時は会長が随時招集することができる。

- 第8条 運営委員会は本会の役員・各常置委員会の正副委員長・校長・副校長・教頭によって構成され、役員を補佐し、会長が必要と認めた時は随時招集することができる。
- 第9条 役員会はこの会の役員および校長・副校長・教頭で構成し、会務の連絡・調整を行う。
- 第10条 委員会は常置委員会・指名委員会および特別委員会とする。
- 第11条 委員会の構成・任務は細則で定める。

第6章 会 計

- 第12条 本会の活動に要する経費は会費およびその他の収入をもってあてる。
- 第13条 本会の会費等および減免については細則に定める。
- 第14条 本会の会計は総会において議決された予算に基づいて行われる。
- 第15条 本会の決算は会計監査を経て、総会に報告され承認を得る。
- 第16条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第17条 本会会計に関し、事務長は、徴収金の収納および経費の支出の審査等を行い、出納責任者として支出手続きの決済等を行う。

第7章 役 員

- 第18条 本会に次の役員を置く。なお、役員の任期は1年とし、再選を妨げない。
- 1 会 長 1名（保護者）
 - 2 副会長 3名又は2名（保護者）
 - 3 書 記 4名（保護者2名、教職員2名）
 - 4 会 計 4名（保護者3名、教職員1名）
- 第19条 役員を選出は指名委員会の推薦により総会において選出する。
- 第20条 役員の仕事は次の通りとする。
- 1 会長は本会を代表し、会務を総括し、総会および運営委員会を招集し、常任委員会および特別委員会の正副委員長・委員を委嘱する。
 - 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。
 - 3 書記は本会各会議の議事を記録し、事務を総括処理する。
 - 4 会計は本会の会計事務を処理し、総会において決算報告を行う。

第8章 会計監査

- 第21条 本会に会計監査3名（保護者）を置く。監査の対象および方法等については細則に定める。
- 第22条 会計監査の選出および任期は役員と同様にする。ただし、役員・委員との兼任は認めない。

第9章 細則について

- 第23条 本会の運営に関し必要な細則は、本会の会則に基づいて評議員会の議決によって定める。
- 第24条 評議員会において細則を制定、または改廃した場合は、次期総会で報告する。

第10章 改正

- 第25条 本会の会則は、あらかじめ改正案を全会員に通知し、総会において出席者の2/3以上の賛成を得ることによって改正できる。

- 附則 本会則は平成19年5月19日より実施する
- 附則 本会則は平成21年5月23日より実施する
- 附則 本会則は平成25年5月18日より実施する
- 附則 本会則は平成26年5月17日より実施する
- 附則 本会則は平成27年5月16日より実施する
- 附則 本会則は令和2年5月18日より実施する

神奈川県立川崎高等学校PTA細則

第1章 評議員および常置委員会

第1条 評議員はPTA入会時に原則として、全日制は各クラスから4名以上、定時制は1学年4名以上を互選により選出する。評議員は全員が常置委員会に所属し、欠員の出た場合は随時補充できるものとする。また、委員の任期は、原則として生徒が卒業するまでとする。

第2条 本会は常置委員会として次の各委員会を置く。委員は評議員本人の希望を参考に役員会で決め、委員の互選により各委員会の正副委員長を選出する。

- 1 年次委員会および定時委員会は、生徒の校内外の生活指導の援助や学年の成果の向上を目的とする事業を計画し実施する。
- 2 成人委員会は、会員相互の親睦と教養の向上を目的とする事業を計画し実施する。
- 3 広報委員会は、本会の広報紙を編集発行し、その他会員相互の連絡を密にし、本会の事業の周知徹底をはかる。
- 4 環境委員会は、学校の美化・環境維持に関する事業を計画し実施する。

第2章 指名委員会

第3条 指名委員会は各役員、会計監査の候補者を指名し、候補者の同意を得て総会の1週間前までに全会員に通知する。

第4条 指名委員会の構成は次の通りとし、正副委員長は互選により選出する。指名委員会はその任務を終了した時は解散する。

- 1 常置委員会から互選により各1名の計4名。
- 2 運営委員会の保護者委員から互選により2名以上。
- 3 教職員から2名。

第3章 特別委員会

第5条 特別委員会の設置、任務および構成は評議員会において定める。

第4章 徴収金

第6条 本会に係わる団体徴収金は月額を次の通りとする。

- 1 PTA会費 350円
- 2 教育振興費 500円
- 3 図書費 300円
- 4 環境整備費 300円

第7条 特別の目的のために資金を必要とするときは、評議員会で立案の上、総会における決議を得て徴収することができる。

第8条 (平成30年度総会決議により削除)

第5章 会計

第9条 事業の執行にあたり、会計担当は、必要に応じて、予算の範囲内で、事業予算執行者に対し、前渡金を支払うことができる。なお、前渡金管理者は、事業執行後速やかに精算し、残額を会計担当に戻入しなければならない。

第6章 会計監査

第10条 監査は本会に係わる団体徴収金（PTA会費・教育振興費・図書費・環境整備費）と、学校徴収金（生徒会費・年次費・その他教材費等）の全てについて行う。

第11条 監査は本会に係わる団体徴収金について、10月（中間監査）と4月（本監査）に行い、学校徴収金については、学校徴収金運営協議会の要請により行う。

第12条 会計監査は本会に係わる団体徴収金について、会計監査報告を総会において行う。学校徴収金については学校徴収金運営協議会に監査報告を行う。

第7章 旅 費

第13条 旅費支給は次の表による。県内・県外で行われる研修・大会への参加は運営委員会で認められたものに限る。但し、交通費についてはグリーン車代は支給しない。

場 所	支 給 金 額	備 考
学 校	交通費実費（自宅起点）	役員会・各種委員会等
県 内	交通費実費	東京を含む 宿泊の場合は県外に準ずる
県 外	交通費・宿泊費実費	全国大会・関東大会等の見学等に係わる費用は自己負担

第14条 会員その他の葬儀に本校PTAとして参列した場合は交通費の実費を支給する。

第8章 慶 弔

第15条 本会の会員および生徒に慶弔の事由が生じた場合、次のように慶弔の意を表する。

- 1 役員、評議員および会計監査の経験者が退会するときに、記念品を贈る。記念品の金額は3,000円相当とする。
- 2 役員、評議員、会計監査、教職員が疾病または傷病で長期療養した時は見舞金を贈る。金額は5,000円とする。
- 3 風水害・火災・その他の災害の時は、協議の上見舞金を贈る。ただし、金額は10,000円を上限とする。
- 4 弔意については次の対象者が死亡した時に、本校PTAとして弔慰金および花輪もしくは生花を贈る。弔慰金は10,000円とする。
 - 1) 会員（配偶者を含む）
 - 2) 在校生徒

第16条 第15条の運営について考慮すべき点がある場合は、評議員会が処理する。緊急のため評議員会の招集が困難なときは、役員の間で判断し直近の評議員会に報告する。

第9章 改 正

第17条 本細則は評議員会において出席者の 2/3 以上の賛成により改正することができる。

附則 本細則は平成19年3月10日より実施する

附則 本細則は平成20年12月6日より実施する

附則 本細則は平成22年5月23日より実施する

附則 本細則は平成26年5月17日より実施する

附則 本細則は平成27年5月16日より実施する

附則 本細則は平成30年5月19日より実施する

附則 本細則は令和元年5月18日より実施する

附則 本細則は令和2年5月18日より実施する